

【別記1】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県木材協会会長 殿

記入した日付を入れてください。

(申請者)

事業者の所在地： 愛媛県松山市三番町

事業者の名称： 協会木材(株)

代表者の氏名： 愛媛 太郎

印鑑を忘れ
ずにお願
い
します

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 創業年、従業員数： 昭和56年 6人

2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：(別添のとおり)

【別記1】【別記1ア】別添参考

3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添のとおり)

【別記1】【別記1イ】別添参考

4 分別管理及び書類管理の方針：

(別添1)

5 その他：

注：記3 原木市場、製材加工、木材流通を行っている事業者のみ記載する。複数の事業所等を有している場合は、それぞれについて作成すること。

記4 複数の事業所等がある場合は、事業所等の名称が判るように記載のこと。

記5 その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。

【別記1】【別記1ア】別添参考

平成 年度木材・木製品の主要品目取扱量

事業者の名称：協会木材 (株)

区 分	数 量	単 位
原木（丸太材）	入荷 500	立方メートル
製 材 品	出荷 200	立方メートル
木製品（加工品）		
集 成 材	出荷 100	立方メートル
合 板		

※1年間の主な取扱量を概算で記入してください。

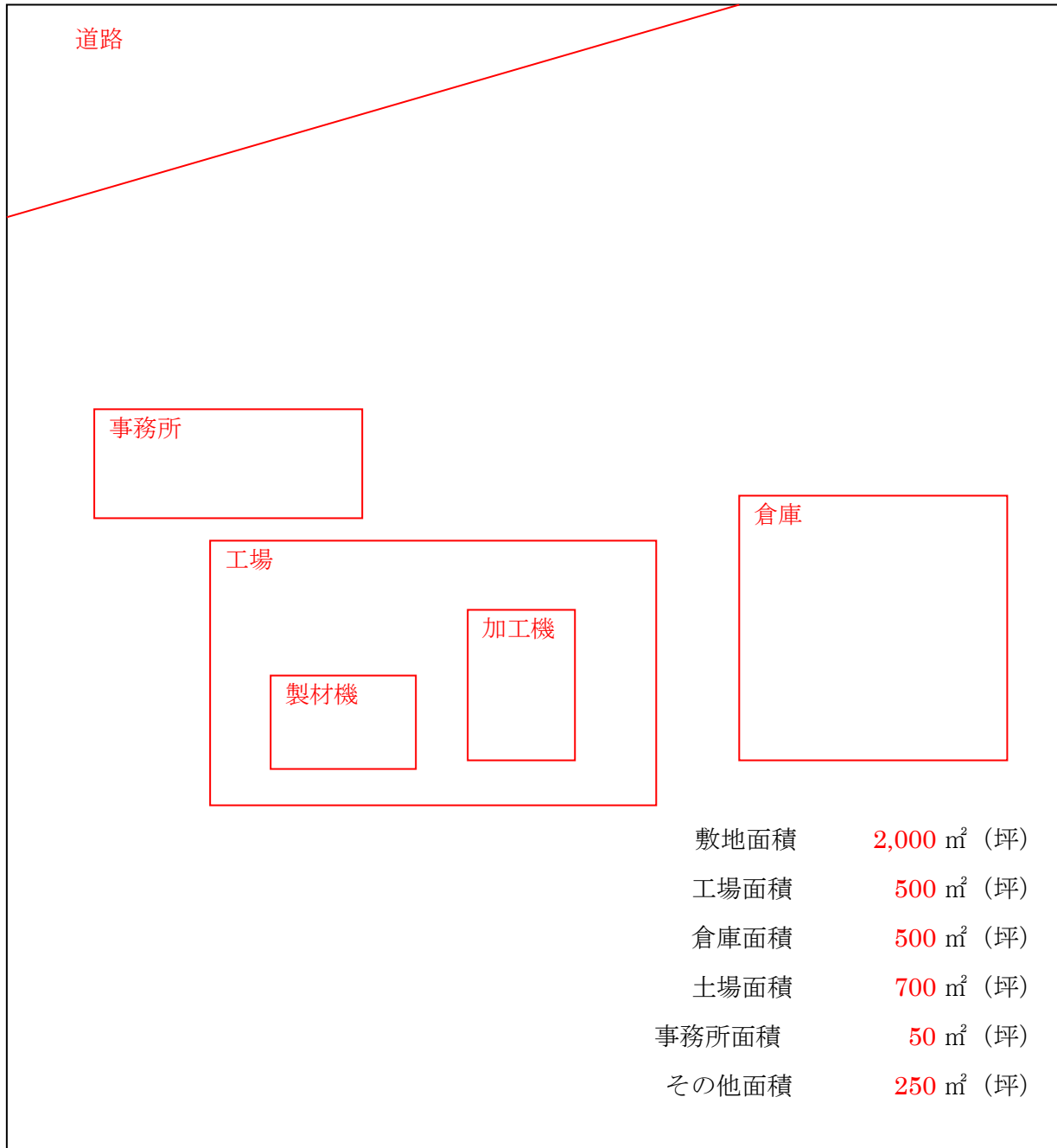
※これ以外の品目があれば記入してください。

【別記1】【別記1イ】別添参考

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）配置状況

所在地：愛媛県松山市三番町

事業所名：協会木材㈱



※ A4の用紙に記入してください。

※ 施設等はわかる範囲で見取りで記入してください。

※ 参考に貴事業社の位置がわかるゼンリンの地図（A4）を添付してください。

記入した日付を入れてください。

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 協会木材 (株)

平成 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人愛媛県木材協会が作成した「違法伐採に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範（平成18年8月17日）」、「間伐材チップの確認に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範（平成24年5月29日）」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する一般社団法人愛媛県木材協会行動規範（平成24年9月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

責任者の氏名を入れてください

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、愛媛 次郎 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在

しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】

事業者認定にかかる経費

認定手数料

	10,000円
認定費	7,000円
維持費	3,000円
	(年額1,000円 3年分の維持費を含む)

更新料 (3年毎にご請求いたします。)

5,000円
(3年分の維持費を含む)

※ 郵送により認定申請を行う場合は、下記口座に認定手数料等を振り込み、振り込んだことが確認できる書類の写しを認定申請書に添付して提出してください。(振込手数料は申請者が負担してください。)

伊予銀行本町支店 当座 200-4501
一般社団法人 愛媛県木材協会

申請書と入金を確認できた日付で認定書を発行します。
その後、3年毎に同じ日にちで更新します。

【別記4】 ※流通・加工段階における証明書の場合

証明書のひな型です。
出荷証明が必要な時にご利用
ください。

番 号
平成 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明書

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹種
2. 数量
3. その他必要事項

注1 上述1～4の内、該当する項目に○を付けること。

注2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記5】

記入した日付を入れてください。

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県木材協会会長 殿

事業者の所在地 愛媛県松山市三番町
事業者の名称 協会木材 (株)
代表者氏名 愛媛 次郎
団体認定番号 000号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

概数で構いません

記

1. 期間	平成 年 4月 1日～ 平成 年 3月 31日
2. 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
5. 2. のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
6. 2. のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

林野庁が木材需給表作成に使用している換算率

チップ: 単位t(トン) 絶乾重量から m³容積に換算する場合
素材(原木)、工場残材、林地残材の場合

針葉樹: 1t = 2.2 m³

広葉樹: 1t = 1.7 m³

合法木材取扱事業者認定変更届

記入した日付を入れてください。

平成 年 月 日

一般社団法人 愛媛県木材協会会長 殿

(申請者)

事業者の所在地 愛媛県松山市三番町

事業者の名称 協会木材 (株)

代表者氏名 愛媛 次郎

団体認定番号 000号

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請者に下記の通り変更がありましたので、
通知いたします。

記

変更前

代表取締役 愛媛 太郎

変更後

代表取締役 愛媛 次郎

記入した日付を入れてください。

合法木材取扱事業者認定取消届

平成 年 月 日

一般社団法人愛媛県木材協会会長 殿

事業者の所在地 愛媛県松山市三番町
事業者の名称 協会木材 (株)
代表者氏名 愛媛 次郎
団体認定番号 000号

下記理由により、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定の取消を申請いたします。

記

申請年月日：平成××年××月××日

理 由：廃業のため